

西原村運動公園指定管理者の選定に係る公募型プロポーザル実施要領

西原村では、公の施設である「西原村運動公園」の管理業務について、設置目的をより効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び西原村公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年西原村条例第5号）第3条の規定に基づき、指定管理者を募集する。本要領は、指定管理者の募集、選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法について、必要な事項を定める。

1 対象施設の概要

・西原村運動公園

（1）所在地

阿蘇郡西原村大字小森3161番地

（2）施設の設置目的、役割等

本村のスポーツ振興を図るとともに、村民の健康の増進及び文化の向上並びにコミュニティの育成の育成に資することを目的としている。また、災害発生時の地域防災拠点としても位置付けている。

（3）施設の沿革

令和4年4月 西原村総合体育館供用開始

令和6年4月 西原村運動公園供用開始

（4）施設内容、規模及び利用実績

「西原村運動公園施設概要書」（別紙1）のとおり

（5）現在の管理運営体制

村直営

（6）管理物品

管理物品は、「物品一覧表」（別紙2）で示した備品を村から無償で貸与する。なお、管理物品の取扱いについては、協定で定めるものとする。

また、村が無償で貸与する以外の備品（設備機器類等を含む）が必要な場合は、指定管理者が負担するものとする。

2 指定の期間

令和8年7月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

3 管理に要する経費

対象施設の管理に要する経費は、利用料金収入及び村から支払う委託料に

よって賄うこととする。このうち、指定期間中に村が支払う委託料の額は、次に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託額の提案を求める。

なお、令和8年度の各種維持管理委託業務については村で年間契約を締結し、業務に係る経費も村から支出することとする。よって、令和8年度に村から指定管理者に支払う委託料に各種維持管理委託業務に係る費用は含まないこととする。

なお、村からの委託料の具体額は、事業計画書で提示された額に基づき、村と指定管理者との間で締結する協定書で定める。

基準価格 122, 773千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（年度内訳）

令和8年度 29, 211千円

令和9年度 46, 781千円

令和10年度 46, 781千円

※基準価格を超える提案があった場合には、第一次審査で失格となるので、注意すること。

4 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (4) 西原村工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成9年西原村告示第2号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (6) 村税、県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第255号）等に基づく更生手続又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (8) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が県知事に対して行われ、当該状態が常態化する等、明らかに指定管理者として不適当と認められる者で

ないこと。

(9) 施設等の管理運営において、緊急時の迅速な対応が確実に果たせること。

(10) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項について留意すること。

- ア 代表構成員を選出し、村との協議等については代表構成員が行うこと。なお、グループの構成員は、(1)から(9)までに掲げる要件のすべてを満たすこと。
- イ 申請者の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
- ウ 申請については、1グループにつき1提案に限る。また、グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
- エ 「5 提出書類」の(3)、(6)から(12)については、参加者それぞれについて提出すること。

5 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を村に提出することとする。なお、村が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができる。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 会社概要書（様式第3号）
- (4) 収支予算書（様式第4号）
- (5) 後述「第2次審査（プレゼンテーション審査の選定項目及び審査内容）」の項目に沿った提案書
- (6) 法人にあたっては、当該法人の登記事項証明書
- (7) 非法人にあたっては、当該団体代表者の身分証明書
- (8) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (9) 納税証明書
 - ア 法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（もしくは未納が無い証明書）
 - イ 法人事業税・法人県民税に係る納税証明書（もしくは未納が無い証明書）
 - ウ 法人の市区町村税の納税証明書（もしくは未納が無い証明書）
- (10) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- (11) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類

- (12) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (13) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体を明らかにした書類）
- (14) その他村長が必要と認める書類

6 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和8年1月22日（木）から2月6日（金）まで
- (2) 質問票（様式第5号）に記入のうえ、電子メールで提出すること。

7 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催する。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名を電子メールにてあらかじめ連絡すること。

- (1) 開催日時 令和8年2月3日（火）午前10時から1時間程度
- (2) 開催場所 西原村総合体育館 会議・研修室

8 申請書類提出先及び提出期間

- (1) 提出先 西原村教育委員会
〒861-2492
熊本県阿蘇郡西原村大字小森3259番地
- (2) 提出期間 令和8年1月22日（木）から令和8年2月24日（火）までの日（閏序日を除く）の午前8時30分から午後5時まで
- (3) 提出部数 正本1部、副本13部（副本は「5 提出書類」の（1）から（5）を提出することとし、（6）から（14）は不要とする。）
 - ※ 書類は、原則としてA4版とし、1部ずつ綴じて提出すること。
 - ※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。
 - ※ 電子メール又はファクシミリでの提出は認めない。
 - ※ 提出後に不備があった場合、提出期間内であってもこれを書き替え、差し替え又は撤回することはできない。

9 選定方法

- (1) 西原村指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各委員が次の選考事項に沿って、それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の意見とし、村において選定する。
- (2) 審査方法

第1次審査として選定基準及び審査基準に基づき、提出された書類等を審査し、第2次審査として事業計画書等について個別に提案（プレゼンテーション）を求め、その内容を審査し、候補者を選定する。

ただし、次の要件に該当した場合、選定審査から除外する。

- ア 提出書類に著しい不備があった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 関係法令に違反若しくは本要項から著しく逸脱した提案である場合
- エ 指定する申請受付期間を経過してから申請書類が提出された場合
- オ 書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更したことが明らかになった場合
- カ その他不正行為があった場合

（3）審査基準と配点

第1次審査（申請書審査の選定項目及び審査内容）

No.	選定項目	審査項目	内容	配点
1	事業計画の内容が、住民の平等な使用を確保することができる者であるか	施設の設置目的及び村が示した管理の方針	施設の設置目的を理解しているか 村が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか 団体の経営モラルは適切か	適・否
2	提案された額が、基準額を超えないものであるか	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	事業等の内容に偏りはないか 生活弱者等へ配慮されているか	適・否

第2次審査（プレゼンテーション審査の選定項目及び審査内容）

No.	選定項目	審査項目	内容	配点
1	事業計画の内容が、当該公の施設の効用を最大限に發揮できるものであるか	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	年間の広報計画の内容は適切か	35
			利用拡大の取組内容は適切か	
			地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか	
		サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	サービス向上のための取り組み内容は適切か	
			募集要項に示した内容の提案は適切か	
			自主事業の提案は村が意図した企画となっているか	
			全体的に施設の整備、機能を活用した内容となっているか	
		施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	求めている内容が事業計画書で提案されているか	
			施設管理、安全管理は適切か	
			維持管理は効率的に行われているか	
2	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか	施設管理運営に係る経費の内容	施設管理運営に係る収支計画等は適正に計画され、収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか	20
			収支計画の内容が適格性、実現の可能性を持つものか。	
3	事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているか	安定的な運営が可能となる人的能力	職員体制は十分か	35
			職員採用、確保の方策は適切か	
			職員の指導育成、研修体制は十分か	
		安定的な運営が可能となる経理的基盤	団体の財務状況は健全か	
			金融機関、出資者等の支援体制は十分か	
		類似施設の運営実績	類似施設を良好に運営した実績はあるか	

4	その他、施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	情報の管理	個人情報保護のための適切な措置がとられているか	10
		公益性の理解	公の施設の管理に関し、公益性の理解があるか	
		人権擁護	人権擁護のための適切な措置がとられているか	
		苦情解決の方法	苦情解決のための適切な措置がとられているか	
合 計				100

10 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とする。

11 無効または失格

本要項中に記載している内容のほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) その他選定委員会で協議の結果、審査を行うにあたって不適当と認められる場合

12 選定委員会（プレゼンテーション審査）

申請者である法人その他の団体の代表者または代理者は、提案があった事業計画についての説明を求めるので、プレゼンテーションを実施すること。

13 選定結果の通知

選定結果については、申請者に書面にて通知する。選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

14 スケジュール

内容	日程
公告（募集要項等の公表）	令和8年 1月22日（木）
現地説明会	2月 3日（火）
質問書の提出期限	2月 6日（金）
質問書に対する回答	2月 10日（水）
申請書類の提出期限	2月 24日（火）
一次審査の審査結果通知	2月 25日（水） ～26日（木）
プレゼンテーション審査	3月 3日（火）
選定結果の通知及び公表（候補者決定）	3月 6日（金）
指定管理者の指定（村議会の議決）	3月 中旬
協定の締結	4月 上旬

15 指定管理者の指定及び管理業務に係る委託料

- (1) 指定管理者は西原村議会（令和8年3月議会予定）の議決を経て指定する。
- (2) 議決後に村と指定管理者との間で協定を締結するが、この協定の管理業務に係る委託料は令和8年度予算額以内となるので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合がある。

16 その他

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写する。（使用は、村庁内及び選定委員会での検討に限る。）
- (3) 提出された書類は、西原村情報公開条例（平成15年西原村条例第15号）に基づく公文書開示請求により開示することがある。

17 留意事項

- (1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「4 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと求められるとき、若しくは社会的

信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがある。

(2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が「4 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部もしくは一部の停止を命じができるものとする。

18 添付資料・様式

- (1) 西原村運動公園指定管理者の選定に係る公募型プロポーザル実施要領(本書)
- (2) 西原村運動公園指定管理業務仕様書
- (3) 西原村運動公園指定管理業務委託設計書
- (4) 西原村運動公園施設概要書(別紙1)
- (5) 物品一覧表(別紙2)
- (6) 維持管理業務別仕様書(別紙3)
- (7) トレーニングルーム運営業務仕様書(別紙4)
- (8) 西原村運動公園の管理運営に関する協定書(案)(別紙5)
- (9) 指定管理者指定申請書(様式第1号)
- (10) 事業計画書(様式第2号)
- (11) 会社概要書(様式第3号)
- (12) 令和8年度西原村運動公園指定管理業務収支予算書(様式第4号)
- (13) 質問票(様式第5号)

19 問い合わせ先

〒861-2492 熊本県阿蘇郡西原村大字小森3259番地

西原村教育委員会 社会教育係

担当者: 倉田

電話: 096-279-4424 (直通)

FAX: 096-279-3560

メール: nishi-kyouiku@vill.nishihara.kumamoto.jp